

平成 30 年 8 月 1 日

国税庁による国外財産の情報収集方法について

税理士法人山田&パートナーズ 税のシンクタンク事業部 天木雪絵

目次

I.はじめに	2
II.国内での情報収集制度	3
1. 国外送金等調書	3
2. 国外証券移管等調書制度	3
3. 国外財産調書	3
4. 財産債務調書	3
III.海外における情報収集制度	4
1. 租税条約等に基づく情報の収集	4
2. CRS による情報交換制度を利用した収集	7
3. CRS とアメリカの不参加	14
IV.最後に	15

I.はじめに

近年、経済のグローバル化を背景に、海外を隠れ蓑にした課税逃れが多発している。

この状況に対し、日本の税務署も手をこまねいて傍観している訳ではなく、課税逃れを防ぐための包囲網を着々と固めている。

下記一覧の導入時期から読み取れるように、ここ数年で情報収集方法は立て続けに充実化している。特に海外からの情報収集制度については金融機関と各国税務当局との間の情報交換を中心とした枠組みの中で構築が進んでいるため、納税者自身の自覚がないまま整備が進んでいる場面も多いことが考えられる。今秋 2018 年 9 月には CRS による情報交換制度（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度）による初回情報交換が行われるという大きな動きもあることから、現時点での、日本の国税庁による国外財産の課税逃れを防止するための情報収集制度を「国内に情報源がある場合」及び「国外に情報源がある場合」に分けて、以下にまとめる。

【図表 1】国税庁の国外財産の把握のための主な情報収集制度

制度名等	情報源	税務署へ提供される情報の主な内容	導入時期
【国内】			
国外送金等調書制度	金融機関等からの調書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国外への送金に関する情報 ■ 国外からの入金に関する情報 (ただし、一回当たりの送受金が 100 万円を超えるもの) 	1998 年 4 月 (平成 10 年 4 月)
国外証券移管等調書制度	証券会社等からの調書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国外証券口座への有価証券の移管情報 ■ 国外証券口座からの有価証券の移管情報 	2015 年 1 月 (平成 27 年 1 月)
国外財産調書制度	納税者本人からの調書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外に所在する財産の一覧 	2014 年 1 月 (平成 26 年 1 月)
財産債務調書制度	納税者本人からの調書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内及び海外に所在する財産債務の一覧 	2017 年 1 月 (平成 29 年 1 月)
【国外】			
租税条約等	(二カ国間) 租税条約	相手国の税務当局	下記 3 つの形態の中から、条約等の内容に応じ、国税庁は情報提供を受けることができる。 ①要請に基づく情報交換 不審な事項について相手国の税務当局へ情報提供を要請 ②自発的情報交換 税務当局が有益な情報として相手国に情報提供したほうが良いと判断した情報を提供 ③自動的情報交換 法定調書等から得られる情報 相手国との締約状況による
	(二カ国間) 情報交換協定	相手国の税務当局	
	(多国間) 税務行政執行 共助条約	発効国の税務当局	
CRS (非居住者に係る 金融口座情報の自動的交換 のための報告制度)	国外の金融機関等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国外金融口座の残高等の情報、 ■ 国外金融口座に係る年間の利子配当等の総額の情報等 	2017 年 1 月 (初回報告は、 2018 年 9 月)

Ⅱ.国内での情報収集制度

1. 国外送金等調書 顧客の国内から海外、海外から国内への資金移動情報を、金融機関が税務署へ報告する制度

■制度概要

金融機関等は、その顧客が1回あたり100万円を超える海外への送金、又は海外からの送金等の受領を行った時は、翌月の末日までに、その送受金についての一定の事項を記載した「国外送金等調書」を税務署に提出しなければならない。

税務署は、この調書により納税者の海外との資金移動の状況を把握でき、確定申告等の情報や「お尋ね」を利用した情報収集結果と突き合わせることで、申告漏れなどの把握を行うことができる。納税者自身が直接報告するものではないため、税務署から「お尋ね」が来て驚くケースも多い。

■法令根拠

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第4条

■適用

1998年（平成10年）4月より実施

■短所

送金等の事実は報告されるが、財産の残高を把握できない。

2. 国外証券移管等調書制度

顧客の国内から国外、国外から国内への有価証券移動情報を、証券会社が税務署へ報告する制度

■制度概要

証券会社等は、その顧客が国内の証券口座から国外の証券口座に有価証券を移管する場合や、逆に国外から国内の証券口座に有価証券を受け入れる場合には、翌月の末日までに、一定の事項を記載した「国外証券移管等調書」を税務署に提出しなければならない。

税務署は、この調書により納税者が現預金を有価証券の形にかえて移管するという抜け道を防ぎ、課税情報をより正確に把握することができる。

■法令根拠

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第4条の3

■適用

2015年（平成27年）1月より実施

■この制度の短所

移管等の事実は報告されるが、財産の残高を把握できない。

3. 国外財産調書 国外に所在する財産の一覧を、納税者自らが税務署へ報告する制度

■制度概要

その年の12月31日において価額の合計が5000万円を超える国外財産を保有する者は、翌年の3月15日までに、その国外財産の内容を記載した調書を税務署に提出しなければならない。所得税の申告書を提出しなくてもよい者であってもこの調書は提出しなければならない。

「国外財産調書」はあくまでも自己申告に基づく制度であるため、その適正な提出を担保するため、調書で国外財産を開示していたものにつき所得税などの申告漏れが発見された場合にはペナルティを軽減する一方、開示していなかったものについてはペナルティを加重する規定が設けられている。

■法令根拠

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第5条

■適用

2014年（平成26年）1月から施行

■この制度の短所

この調書の作成は納税者自身が行う為、記載内容の客観性に乏しい。

4. 財産債務調書 国内・海外に所在する財産・債務の一覧を、納税者自らが税務署へ報告する制度

■制度概要

確定申告書を提出すべき者で、「所得2000万円超」かつ「その年末において保有する財産の価額の合計額が3億円以上」等に該当するものは、その年の12月31日において有する財産の種類、数量、価額、債務の金額等を記載した「財産債務調書」を翌年の3月31日までに、税務署へ提出しなければならない。

従来の「財産及び債務の明細書」は廃止され、新たにこの「財産債務調書」が導入された。上述の国外財産調書と同様、適正な提出を担保するためのペナルティの軽減・加重の制度が置かれている。

■法令根拠

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第6条の2

■適用

2017年（平成29年）1月から施行

■この制度の短所

この調書の作成は納税者自身が行う為、記載内容の客観性に乏しい。

Ⅲ.海外における情報収集制度

Ⅱにおいて国内を情報源とする情報収集法を確認したが、これらの情報だけでは、日本からの、もしくは日本への財産の移動が無い場合、国外財産の所在についての客観的な情報を得ることは困難である。

一方、国外に目を向けると、税務行政をとりまく環境の変化が目まぐるしい。とりわけ BEPS プロジェクトなど OECD（経済協力開発機構）を中心とした租税回避行為の防止に向け大きく進展している。租税条約ネットワークへの加盟国も刻一刻と変化し、多数の二国間条約が締結される一方で、最近では多国間条約の利用も進んでいる。

日本でも積極的に租税条約ネットワークに参加することで、国外からの客観的な情報を得られる機会を増やすことができる。

1. 租税条約等に基づく情報の収集 ～各国税務当局との間の情報交換制度～

現在（2018年7月1日時点）、日本は123カ国・地域との間で、租税条約ネットワークを築いている。

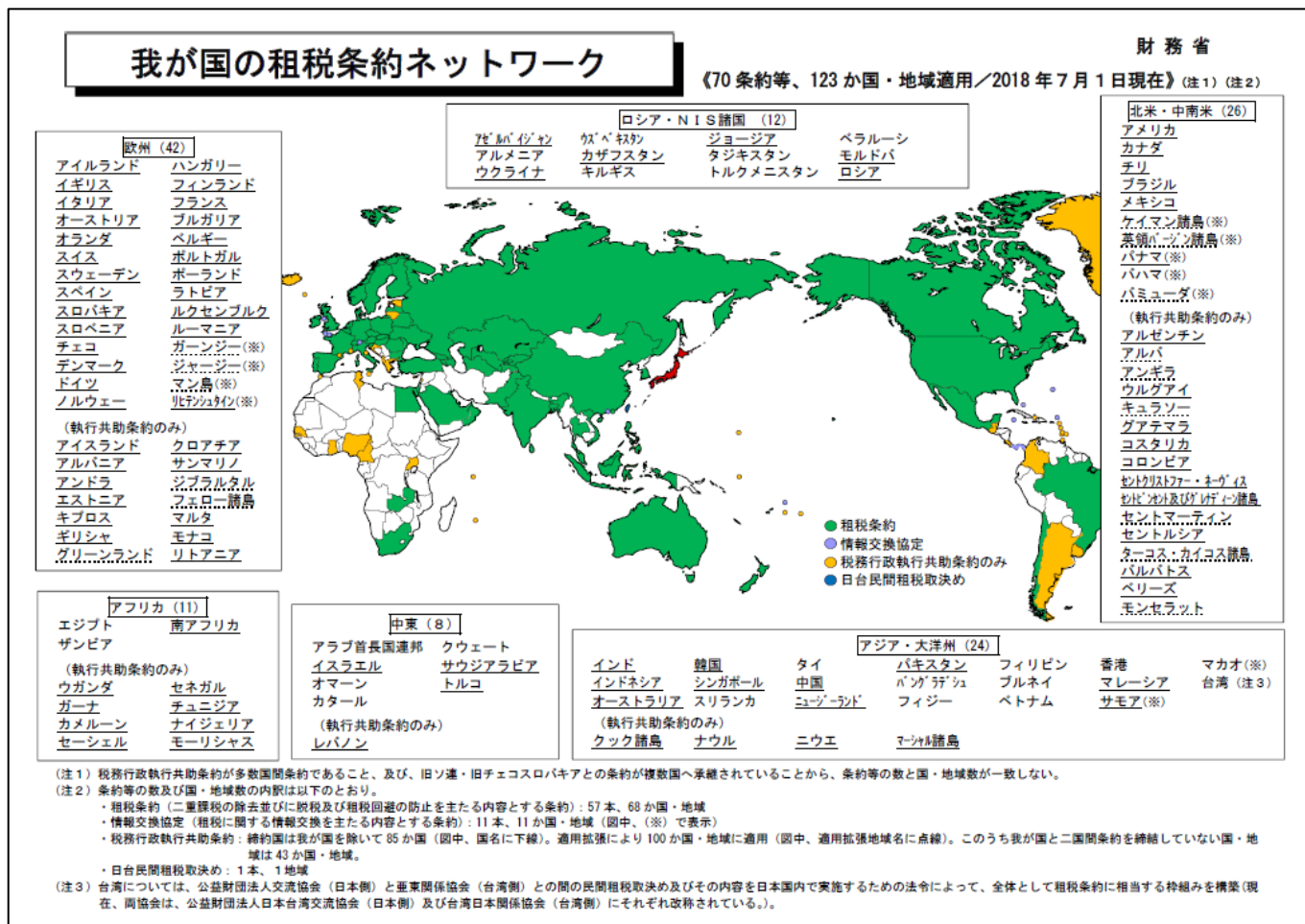
租税条約ネットワークは、主に他の国・地域との間で「租税条約」「情報交換協定」「税務行政執行共助条約」等が締結することにより結ばれる。国税庁は、これらの租税条約等の中で定められる「租税に関する情報交換規定」を根拠に、相手国の税務当局と情報の交換を行い、租税行政の適切な執行に役立てている（図表2）。

【図表2】日本の租税条約ネットワークの状況

租税条約 (二カ国間)	68カ国・地域 (※)	多くは「二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約」という名称で締結される条約で、租税に関する情報交換の規定は、OECDモデル租税条約では、第26条に定められている。 例 アメリカ、フランス、スイス、イギリス等
情報交換協定 (二カ国間)	11カ国・地域	上述の租税条約が包括的条約とすれば、こちらは情報交換規定に絞った部分的な条約といえる。諸々の事情により包括的条約を締結するには及ばないが、情報交換に関しては条約締結を希望する、という場合に適用される。 例 ケイマン諸島、パナマ等
税務行政執行共助条約 (多国間)	85カ国・地域 (※)	情報交換規定を含むこの条約に署名し、発効国となった場合、税務当局間での銀行機密に関する情報交換が可能となることを始め、他国への租税の徴収の依頼や、多国間での合同調査を行うこと等が可能となる。 多数国間条約であるため、直接二国間租税条約を結んでいない国地域との間でも、互いに当事者となる。 例 ギリシャ、レバノン、アルゼンチン等
日台民間租税取決め	1地域	台湾との間の取り決め。
合計	123カ国・地域 (※)	「租税条約」と「税務行政執行共助条約」が重複している国・地域数は42

財務省「我が国の租税条約ネットワーク」(2018年7月1日現在)を基に作成

【図表 3】



出典：財務省「我が国の租税条約ネットワーク」(2018 年 7 月 1 日現在)

これらの租税条約等に基づく情報交換には、①「要請に基づく情報交換」、②「自発的情報交換」及び③「自動的情報交換」の 3 つの類型があり、各条約で認められる範囲で、情報交換がなされる。

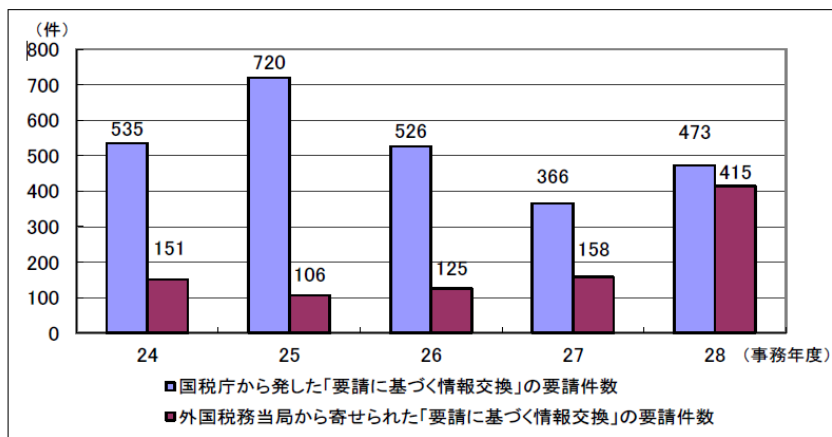
以下、国税庁での意義及び情報交換の実績を確認する。

①「要請に基づく情報交換」

「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するもので、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっている。

具体的には、海外法人の決算書等、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手することができる。

図表 4 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



■ オフショア金融センターを有する軽課税国・地域等(いわゆるタックス・ヘイブンの)外国税務当局とも情報交換を実施している。

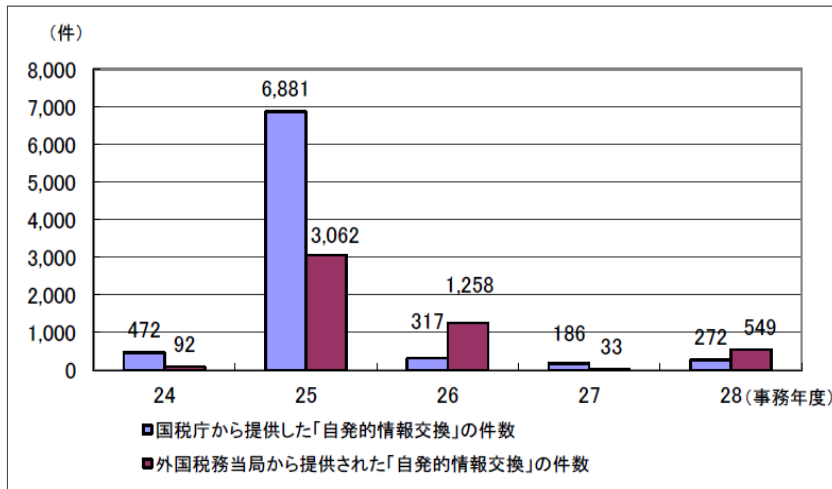
(注) オフショア金融センターとは、特に非居住者向けの金融サービスを促進する制度・仕組み等を有する地域をいう。

■ 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は 3 年連続で増加している。

② 「自発的情報交換」

「自発的情報交換」は、国際協力等の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものである。

図表 5 「自発的情報交換」の件数の推移



出典：平成 28 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要

■平成 25 事務年度において件数が突出しているがこれは、国税庁は法定調書である国外送金等調書を基にオフショア地域を通じた資金の流れを資料化し、関係国の税務当局に提供するという取り組みを行ったことによる。他方、外国税務当局からの提供件数が突出しているのは、日本の居住者が国外において行った資産の譲渡に係る情報を入手したためである。

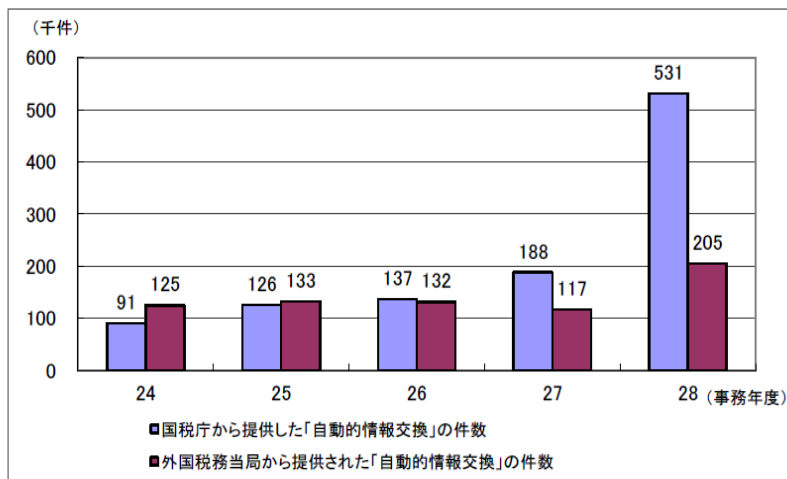
■平成 28 事務年度における外国税務当局からの件数が増加しているが、これは BEPS プロジェクトの勧告の影響等によるものである。

③ 「自動的情報交換」

「自動的情報交換」は、法定調書から把握した非居住者等への支払等(利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等)についての情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものである。

国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供された情報を申告内容と照合し、国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなどしている。

図表 6 「自動的情報交換」件数の推移



出典：平成 28 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要

■国税庁から外国税務当局に提供した件数は、ICT の活用による事務処理の効率化により、大幅に増加している。(平成 28 事業年度実績は 53 万 1000 件)

■後述する CRS による自動的情報交換が開始する 2018 年以降はさらに件数が増加することが見込まれる。

2. CRS による情報交換制度を利用した収集 ～国外にある金融資産の残高等の情報が国税庁へ～

①制度の概要

2017 年から 2018 年にかけて、世界 100 カ国以上の国・地域で CRS による自動的情報交換がスタートする。

各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報の報告を受け、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに情報を提供することとなる。

これを日本人の立場において表現するならば、日本の居住者が国外に有している金融口座の情報（預金残高や利子・配当等の年間受取額等）を国税庁が入手する仕組みがスタートすることを意味する。

CRS（Common Reporting Standard の略：共通報告基準）とは、OECD（経済協力開発機構）により策定されたもので、非居住者の金融口座に関する情報を各国の税務当局間で自動的に交換するための共通化された国際基準のことをさす。そして、この共通化された国際基準を各国で通用することにより、事務負担の軽減や効率的な情報交換を実現しつつ、外国の金融機関の口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的とするものである。

日本も既に CRS による情報交換制度への参加を表明しており、国内においては『非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度』という枠組みにて整備が進められ、2018 年 9 月には各国税務当局との間で初回情報提供が行われる予定である。

②CRS による情報交換制度の導入経緯

2008 年に生じた UBS 事件（スイス金融大手 UBS が、米国内で富裕層顧客が脱税するのを幫助したとして米国へ総額 7 億 8000 万ドルの罰金を支払った事件）等を受けて、米国では、2010 年 3 月、「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA：Foreign Account Tax Compliance Act）」が成立した。米国市民による外国の金融機関の口座を利用した租税回避を防止することを目的として、外国金融機関に対し、IRS（米国内国歳入庁）へ米国人の口座情報を報告することを義務づけるものであった。

この FATCA について 2012 年に欧州連合（EU）5 カ国が米国と合意したことを機に、OECD においても、税務当局間で非居住者の口座情報を自動的に交換する国際基準として「共通報告基準（CRS）」を策定した。

2014 年の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び G20 首脳会議において G20 各国は、「共通報告基準」を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017 年又は 2018 年末までに、自動的情報交換を開始することにコミットした。

2018 年 6 月 30 日現在、わが国を含む 102 カ国・地域が、2018 年までにこの共通報告基準に従った自動的情報交換を開始することを表明している。

③日本における CRS の導入

この共通報告基準（CRS）による情報交換は、2017 年初回交換と 2018 年初回交換のスケジュールが用意されているが、日本では、2018 年に初回交換を開始することを表明している。

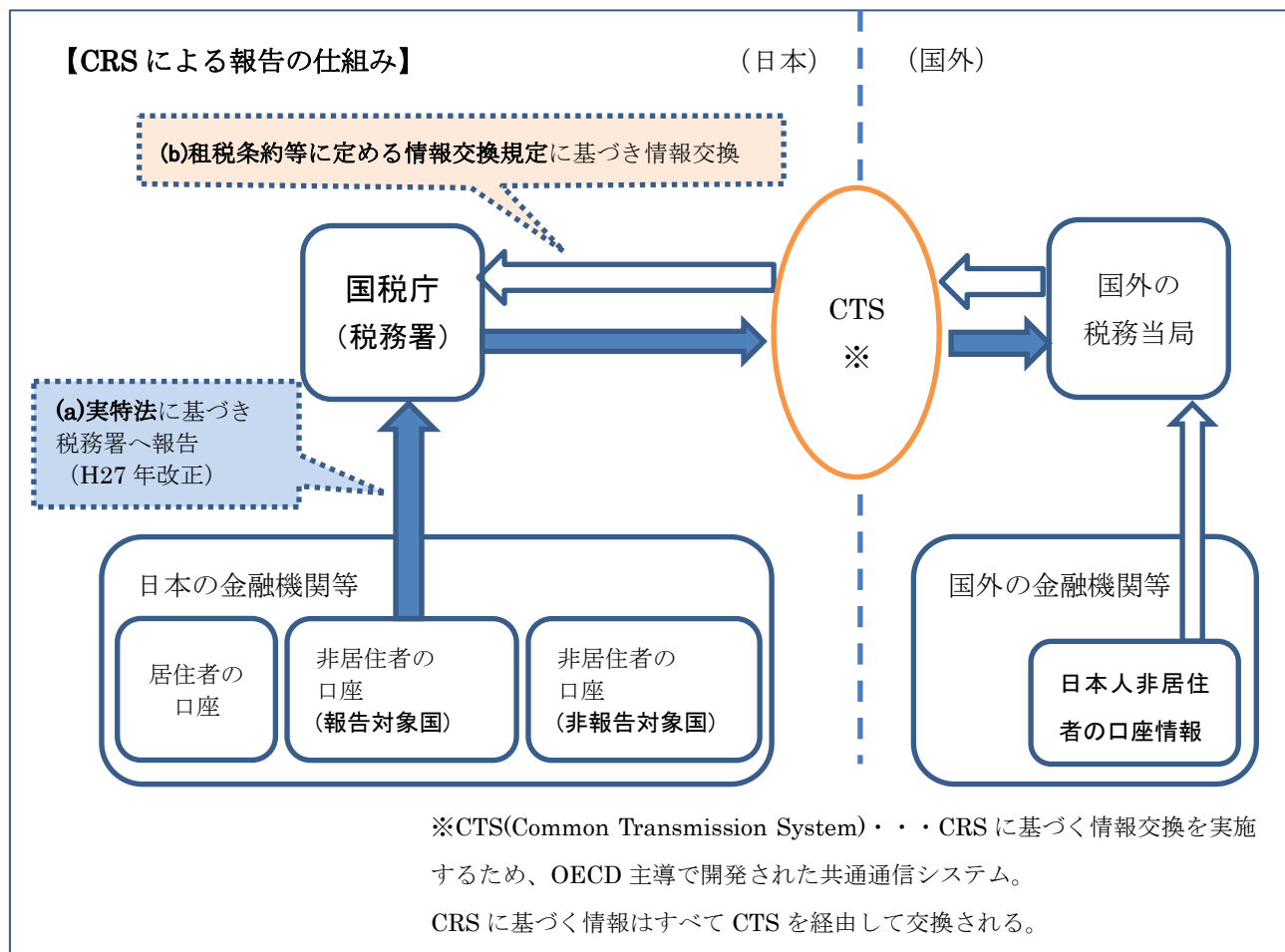
CRS の導入・開始には、下記 2 つのステップが重要である。

- 金融機関等の有する情報を国税庁へ報告させることを義務づける国内法の整備
- 自動的情報交換の規定を内包する租税条約等を締結した上で、その相手国の税務当局との間で CRS 導入についての合意を得ること

この CRS 導入のための 2 つのステップに対し、日本においては具体的には下記の対応がなされている (図表 7)。

- (a)国内法の整備 ……平成 27 年度の税制改正において「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (以下、「**実特法**」という) 等を整備し、金融機関に非居住者の口座情報を税務署に提出することを法令を以て義務づけた。
- (b)租税条約ネットワークのさらなる拡充と相手国税務当局との合意 ……83 カ国との合意取り付け (図 8 参照)

【図表 7】



財務省 税政調査会 (国際課税 D G ③) [自動的情報交換について]H26.4.4 を参考に編集

④情報交換の相手国 (報告対象国)

CRS による情報交換は、世界中にある金融機関のすべてと交換できるわけではなく、上述の通り、①租税条約等 (租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約) を締結した相手国等のうち、②CRS による金融口座情報の自動的交換を実施することについて 税務当局間で合意がなされた国・地域 (報告対象国) との間で行われる。

我が国から見た報告対象国は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の別表において具体的に示されている。(2018 年 7 月現在、83 カ国) (図表 8)

【図表 8】OECD における'17/'18 年開始の CRS 参加国一覧と、日本における報告対象国一覧（83 か国・地域）

2017/2018年開始のCRS参加国一覧(※1) (●は、実特法上の報告対象国※2)											
2017年に最初の情報交換			【参考】日本の租税条約等の状況※3			2018年に最初の情報交換			【参考】日本の租税条約等の状況※3		
	管轄	報告対象国 ※2	租税条約	情報交換協定	税務行政執行 共助条約		管轄	報告対象国 ※2	租税条約	情報交換協定	税務行政執行 共助条約
1	アイスランド	●			○	1	アゼルバイジャン	●	○		○
2	アイルランド	●	○		○	2	アラブ首長国連邦		○		
3	アルゼンチン	●			○	3	アルバ	●			○
4	アンギラ				○	4	アンティグア・バーブーダ				
5	イギリス	●	○		○	5	アンドラ				○
6	イタリア	●	○		○	6	イスラエル	●	○		○
7	インド	●	○		○	7	インドネシア	●	○		○
8	ヴァージン諸島(英領)			○	○	8	ウルグアイ	●			○
9	エストニア	●			○	9	オーストラリア	●	○		○
10	オランダ	●	○		○	10	オーストリア	●	○		○
11	ガーンジー島	●		○	○	11	ガーナ	●			○
12	キプロス	●			○	12	カタール		○		
13	ギリシャ	●			○	13	カナダ	●	○		○
14	クロアチア	●			○	14	キュラソー	●			○
15	ケイマン諸島			○	○	15	クウェート		○		
16	コロンビア	●			○	16	クック諸島	●			○
17	サンマリノ	●			○	17	グリーンランド	●			○
18	ジブラルタル	●			○	18	グレナダ				
19	ジャージー	●		○	○	19	コスタリカ	●			○
20	スウェーデン	●	○		○	20	サウジアラビア	●	○		○
21	スペイン	●	○		○	21	サモア	●		○	○
22	スロバキア共和国	●	○		○	22	シンガポール	●	○		○
23	スロベニア	●	○		○	23	セントマーチン	●			○
24	セイシェル	●			○	24	スイス	●	○		○
25	タークスカイコス諸島				○	25	セントクリストファー・ネイビス	●			○
26	チェコ共和国	●	○		○	26	セントビンセント(・グレナディーン)	●			○
27	デンマーク	●	○		○	27	セントルシア	●			○
28	ドイツ	●	○		○	28	チリ	●	○		○
29	ノルウェー	●	○		○	29	ドミニカ				
30	バミューダ			○	○	30	トリニダード・トバゴ				
31	ハンガリー	●	○		○	31	トルコ	●	○		○
32	フィンランド	●	○		○	32	ナウル				○
33	フェロー諸島	●			○	33	ニウエ	●			○
34	フランス	●	○		○	34	ニューージーランド	●	○		○
35	ブルガリア	●	○		○	35	バーレーン				
36	ベルギー	●	○		○	36	パキスタン	●	○		○
37	ポーランド	●	○		○	37	パナマ	●		○	○
38	ポルトガル	●	○		○	38	パヌアツ				
39	マルタ	●			○	39	バハマ			○	
40	マン島	●		○	○	40	バルバドス	●			○
41	メキシコ	●	○		○	41	ブラジル	●	○		○
42	モントセラト(モンセラット)	●			○	42	ブルネイ(・ダルサラーム)	●	○		
43	ラトビア	●	○		○	43	ベリーズ	●			○
44	リトアニア	●			○	44	マーシャル諸島				○
45	リヒテンシュタイン	●		○	○	45	マカオ(中国)	●		○	
46	ルーマニア	●	○		○	46	マレーシア	●	○		○
47	ルクセンブルク	●	○		○	47	モリシャス	●			○
48	韓国	●	○		○	48	モナコ	●			○
49	南アフリカ共和国	●	○		○	49	レバノン	●			○
						50	ロシア連邦	●	○		○
						51	香港(中国)	●	○		○
						52	中国	●	○		○
						53	日本	-	-	-	-
	計	44					計	39			

※1 OECDホームページ CRS by jurisdiction 2017/2018より
 ※3 財務省「我が国の租税条約ネットワーク」(2018年7月1日)より

⑤居住地国の判定

各金融機関は、届出書に記載等された「居住地国」が「報告対象国（上記④参照）」に該当する金融口座について、その居住地国の税務当局へ報告を行うため、「居住地国」がどこになるか、判定を行う必要がある。

国税庁ホームページのリーフレットにおいて、居住地国の判定方法について下記の説明がなされている。

1. 居住地国が外国となる場合

口座開設等を行う方が、外国の法令において、次のいずれかの基準により、日本の所得税法又は法人税法に相当する税を課される個人(※6)又は法人(※7)に該当する場合には、居住地国はその「外国」となります(※8)。

- (1) 外国に住所を有すること又は一定の期間を超えて居所を有すること（これらに類する場所を有する場所を含みます。）
- (2) 外国に本店若しくは主たる事務所を有し、又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有すること（これらに類する場所を有する場合を含みます。）
- (3) 外国の国籍を有することその他これに類する基準

※6 租税条約の規定によりその租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる日本の所得税法上の居住者は除かれます。なお、この場合、居住地国は「日本」となります（実特法 10 の 5 ⑦八イ）。

※7 組合契約によつて成立する組合を含みます。

※8 外国の法令により、その外国の税制上の居住者に該当するかを問うものであり、日本の所得税法上の非居住者又は外国法人に該当するかを問うものではありません。なお、OECD ポータルサイトにおいて、各国の税制上の居住者の制度に関する情報が掲載されています。

2. 居住地国が日本となる場合

口座開設等を行う方が、日本の所得税法上の居住者(※9)又は内国法人（次のいずれかの個人又は法人）に該当する場合には、居住地国は「日本」となります。

- (1) 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人
- (2) 国内に本店又は主経つ事務所を有する法人

※9 租税条約の規定によるその租税条約の相手国等の居住者とみなされる日本の所得税法上の居住者は除かれます。なお、この場合、居住地国はその「外国」となります。

国税庁：リーフレット「～口座開設等を行う方へ～」より

それぞれの国の法令に従い、それぞれの国で居住地国に該当するか否かの判定を行うことが必要となる。

⑥居住地国の特定手続

各金融機関は、CRS に定められた手順（日本においては実特法）に従って、顧客である口座保有者の「居住地国を特定」する手続きを行い、報告すべき口座の選別を行うことになる。

具体的には、日本を例にとると、「新規口座開設等を行う場合」（2017 年 1 月 1 日以降開設する場合）は、居住地等を記載した新規届出書を報告金融機関等の営業所等の長に提出させることで、特定を行う。

一方、「既存口座の場合」（2016 年 12 月 31 日以前にすでに日本の金融機関等に口座開設等をしている場合）は、金融機関が既に保有しているデータベースから住所等の情報を基に居住地国の特定を行う（金融機関等からの求めに応じ、もしくは既存口座の保有者が自ら任意届出書を提出することも可能）。

なお、既存口座のうち、一定の休眠口座（2017 年 1 月 1 日以前 3 年以内に払い出しなどの取引がなく、口座残高が 10 万円以下などの要件を満たす口座）や、2016 年 12 月末時点の口座残高が 2500 万円以下の一定の法人口座は特定手続きの対象外となる。

2017年1月1日以降に新規開設する口座は、個人・法人とも金額基準は定めはなく、全ての口座について特定手続きが行われ、情報交換の対象となる。

【図表 9】 日本の金融機関における口座の特定手続（実特法）

	個人口座	法人口座
新規開設 (2017年1月1日以降の開設等)	・口座開設者からの新規届出書により居住地国を特定	・口座開設者からの新規届出書により法人（及びその実質的支配者）の居住地国を特定
既存口座 (2016年12月31日以前に開設等)	<p>個人既存低額特定取引契約者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2016年12月31日の残高が1億円以下) →2018年12月31日までに特定が必要※ <p>個人既存高額特定取引契約者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2016年12月31日の残高が1億円超) →2017年12月31日までに特定が必要 	<p>法人既存特定取引契約者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2016年12月31日の残高が2500万円以下) →手続不要 ・(2016年12月31日の残高が2500万円超) →2018年12月31日までに特定が必要※ →特定法人で、実質的支配者がある場合には実質的支配者についても居住地国について特定を行う必要がある。

※2017年12月末までに特定手続きが完了して報告が可能な契約については、2018年5月1日が報告期限となる。

なお、上記（図表 9）は、日本の金融機関が日本における非居住者の金融口座を国税庁に報告する際の取扱いをまとめたものである。日本の居住者が外国に開設した金融口座情報については、当該外国の国内法に従った報告基準によって現地税務当局を経由して日本の国税庁にもたらされる。そのため、その報告基準についての詳細を知りたい場合には現地法令を確認することになる。しかし、各国の国内法は、OECDの「共通報告基準」に則って規定されていることから、参考までにOECDの「共通報告基準」での取扱いを下記に紹介する（図表 10）。

OECD「共通報告基準」における口座特定手続きの概要

【図表 10】

	個人口座	事業体口座
新規開設	・口座開設者からの自己宣誓書により居住地国を特定	・口座開設者からの自己宣誓書等により法人等（及びその支配者）の居住地国を特定
既存	<p>低額口座（残高 100 万ドル以下）</p> <p>以下のいずれかの方法を実施して居住地国を特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的証明書等により確認された現住所の記録による特定 ・金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索 <p>高額口座（残高 100 万ドル超）</p> <p>以下の全ての方法を実施して居住地国を特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索 ・金融機関が管理する紙媒体の顧客情報の検索 ・リレーションシップマネージャーからの聴取 	<p>残高 25 万ドル以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続不要 <p>残高 25 万ドル超</p> <p>以下の点を、金融機関の保有情報や公開情報等により特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座を保有する法人等の居住地国 ・口座を保有する法人等が受動的な非金融機関事業体である場合には、その支配者の居住地国 <p>(注)「受動的な非金融機関事業体」とは、主として収入が投資所得で構成される事業体等をいいます。</p>

出典：財務省 平成 27 年度税制改正の解説「国際課税関係の改正」

⑦金融口座情報を報告する義務を負う金融機関

銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体が該当する。

⑧報告の対象となる金融口座

普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分が該当する。

⑨報告の対象となる口座情報

以下の項目が情報交換の対象となる口座情報である。

- ア 口座保有者の氏名（又は名称）・住所（又は本店又は主たる事務所の所在地）
- イ 居住地国
- ウ 外国の納税者番号
- エ その資産の価額（口座残高）
- オ その資産の運用・保有又は譲渡による収入金額（利子・配当等の年間受取総額）等

⑩実質的支配者がいる場合の法人口座についての取扱い

例えば、国外で外国法人を設立し、そこへ財産を移転すれば、現地居住者である法人として CRS の報告対象から逃れることができるだろうか。

これを防止するため、事業実態のない資産運用を目的としていると認められる法人については、追加の報告が要求されている。具体的には、利子・配当・不動産貸付や譲渡等の「投資関連所得」に係る収入や資産が全体の 50% 以上を占めるなど、特定法人¹に該当する場合には、その法人の「実質的支配者」の居住地国に当該法人の金融口座情報が提供されることとなる。

「実質的支配者」とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいい、例えば、議決権総数の 25% 超の議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等が該当する。

⑪スケジュール

2018 年以降、毎年 4 月末までに金融機関から国税当局への報告が行われ、その年の 9 月末までに国税庁から外国税務当局へ情報提供が行われる。

初回報告は、2017 年分について、2018 年 4 月末（5/1）までに金融機関から税務署に報告し、2018 年 9 月末までに国税庁から CTS（共通通信システム）を通して相手国等へとなされる。

外国に開設された日本の居住者の金融口座情報も、2018 以降に国税庁に提供が開始される予定である。

⑫（口座保有者に対する）罰則

本制度の実効性を担保するため、届出書の未提出や偽りの記載による提出、報告事項の提供義務等につき、違反があった場合には、その口座保有者（顧客）に 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとされている（実特法 13④）。

¹ 特定法人とは、上場法人、上場法人を支配する又は上場法人に支配される関係にある法人、国・地方公共団体その他の公共法人、報告金融機関等である法人（一定のものを除きます。）、直前事業年度の投資関連所得に係る収入金額及び投資関連所得の基因となる当該直前事業年度終了時の資産の額が総収入金額又は総資産の額の 50% に満たない法人などの一定の法人以外の法人をいい、人格なき社団や特定組合員である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まない。（実特法 10 の 5⑦四、実特令 6 の 8）。

⑬今後の参加予定国

2017年から2018年に多くの国・地域で交換がスタートするが、2019年以降においても開始を予定している国地域がある。

- 2019年交換開始予定(1) ナイジェリア
- 2020年交換開始予定(3) アルバニア、モルディブ、ペルー
- 現時点で開始時期未定(43) アルメニア、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、チャド、コートジボワール、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ガボン、ジョージア、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ニジェール、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ルワンダ、セネガル、セルビア、タンザニア、タイ、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ

また、CRSによる情報交換を開始している国若しくは開始予定国の中には、タックスヘイブン(租税回避地)と呼ばれる軽課税国、例えば、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、リベリア、パナマ、クック諸島、サモア、シンガポール、マカオ等が含まれている事にも注目したい。

3. CRS とアメリカの不参加

米国は CRS に参加していない。

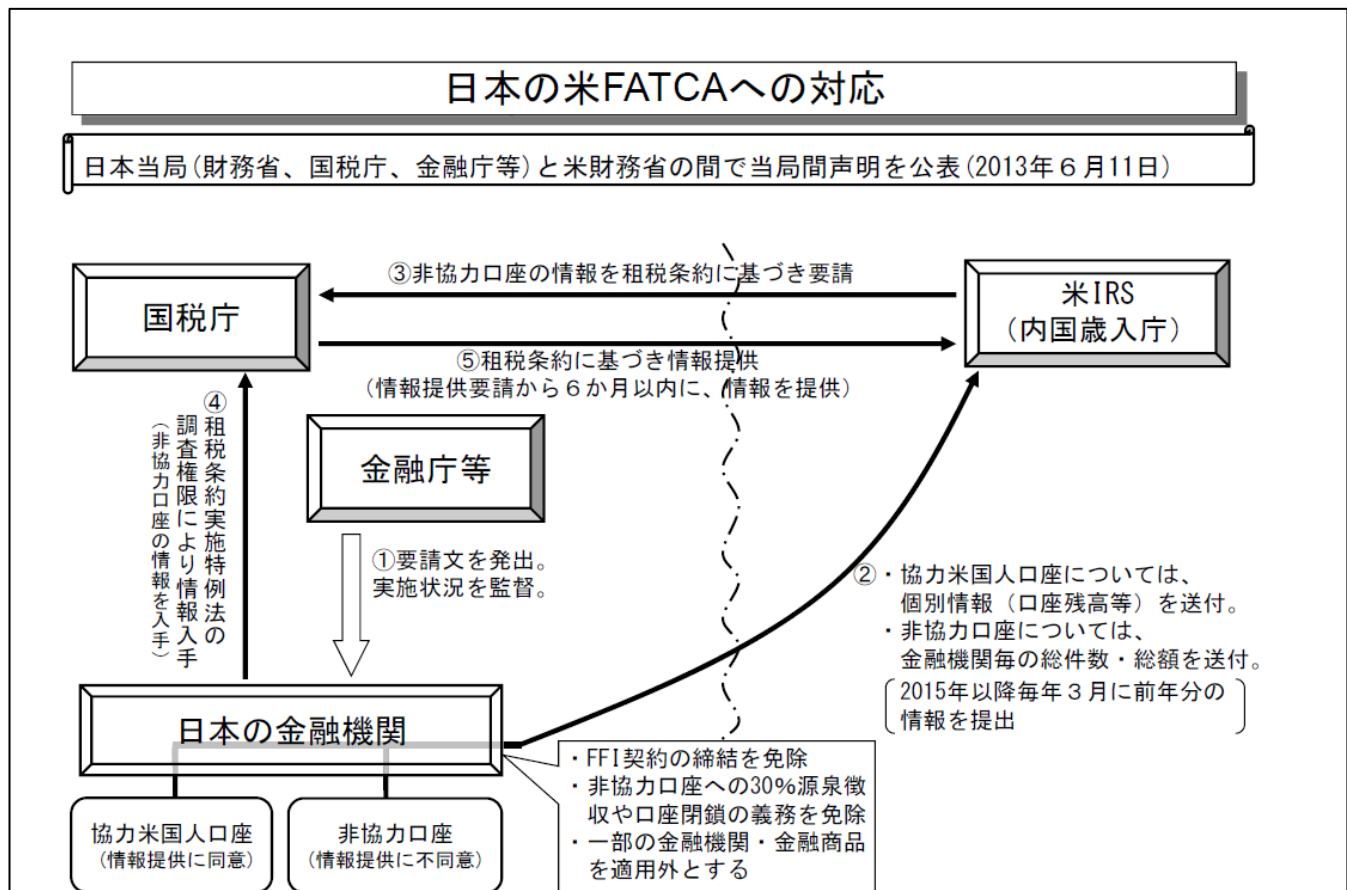
米国には FATCA による情報収集システムがあるため、CRS に参加する必要性は低い。

FATCA とは、FFI (Foreign financial institution: 米国からみた外国金融機関) に対して、米国人 (米国民・米国居住者) が保有する口座の残高、支払・配当等の受取額等の情報を米国内国歳入庁 (IRS) に提出させることを定めた米国の国内法をいう。世界各国の FFI がこの FATCA の傘下に入り、世界に散らばる米国人保有の口座情報を IRS へ報告するのであれば、米国は敢えて CRS に参加せずとも、米国人納税者についての必要な口座情報は IRS に提供されることになる。

FATCA では、FFI と米国内国歳入庁 (IRS) との間で、FFI 契約 (米国人・米国法人が保有する口座情報の報告等に関する契約) を締結することを求められるが、もし FFI 契約を締結しない場合には、米国企業等がその FFI に対して利子・配当等を支払う場合に 30% の懲罰的な源泉徴収を義務づけられる等の不利益を負わせるのである。事実上、FFI 契約を結び FATCA を順守するか、30% の源泉徴収の対象となるかの選択を迫られることとなり、その FFI は FATCA を順守せざるを得ないこととなる。

日本において FATCA は、2014 年 7 月以降導入された。情報提供を協力することに同意した口座 (協力口座) の情報を FFI が直接 IRS に提供し、同意を得られない口座 (非協力口座) についてはその総件数、総額を IRS に提供する。さらに、非協力口座については、IRS から租税条約に基づく要請にもとづき、国税庁が実特法に定める調査権限を行使し非協力口座の情報を入手して、IRS へ情報提供を行う仕組みとなっている。

【図表 11】日本の米 FATCA への対応



欧州で採用の多いモデル1協定と呼ばれる協定の場合は、米国からの情報提供を受けられる場合と、受けられない場合を選択できるが、日本が選択しているモデル2協定と呼ばれる【図表11】に示す仕組みの中では、日本から米国への情報提供はされても、その逆となる米国からの日本居住者に関する口座情報の提供は想定されていない。

IV. 最後に

国税庁はこれまで国内金融機関から報告される「海外送金等調書」等や租税条約等の「情報交換制度」から得られる情報の範囲内で、納税者から提出される「申告書」、「国外財産調書」や「財産債務調書」に記載された財産やその収入が適切なものか否かの調査を行ってきた。

今回、さらに「CRSによる報告制度」が導入されることで、国外にある金融資産についても残高や利子や配当、譲渡収入等といったストック面・フロー面の両面から客観的情報を自動的情報交換として一括に得られることとなる。金融資産はもともと口座残高を把握することが難しいものであることから隠匿されやすい資産であり、国税庁から発表されている平成28事務年度における海外資産関連事案の相続税調査においても、「現預金・有価証券」が、申告漏れ等の非違件数の半数以上を占めている。金融資産に関するこうした特性も考慮すれば、「CRSによる報告制度」により、国外財産に関する情報収集量は飛躍的に向上することが予想される。

過去、米国ではFATCA導入時において、世界中の米国人金融口座情報が米国税務当局（IRS）に提供されるといふ類似の経験を有している。米国においては、「自主開示プログラム」と呼ばれる制度が存在する。「自主開示プログラム」とは、今までに海外金融資産の情報開示やそこからの所得に関する所得税申告義務を果たして来なかった者に対し、自主的に是正を行うのチャンスを与え、ペナルティの軽減を可能とする制度である。

IRSによれば、この自主開示プログラム（OVDP：offshore voluntary disclosure program）を2018年9月に終了することを発表しているが、2009年の最初OVDPの開始以来（途中UBS事件やFATCA導入などを経て）、このプログラムにより**56,000人以上の納税者**が、**総額111億ドル**の税金、利息、罰金を支払ったという。

OECDにおいても同様の取り組みは存在し、自主開示プログラムが用意されている。2017年9月オスロでのOECD税務長官会議では、「共通報告基準（CRS）による銀行情報の自動的情報交換については、各国・地域が約束した時間軸に従って実施ができるよう、国内的、国際的に万全の準備を進めている。自動的情報交換は国外にある口座を初めて税務当局が把握できるようにし、支払われていない税を回収し、自主的に納税をしてこなかった者に適切な罰則を課すことを可能にするものである。OECDからG20への報告によれば、今回の情報交換における大幅な改正に先立ってとられた自主開示の誘因は、**およそ850億ユーロの追加的な歳入**をもたらした。」（国税庁HP／国際税務関係情報、FTA仮訳）と報告されている。

この点、「野村総合研究所の調査では2013年時点で純金融資産（国内外の保有資産の合計から負債を差し引いた値）が1億円以上の富裕層は約101万世帯と推計される。一方、国外財産調書を提出している人は約8千人（15年提出分）」との記事もある（日本経済新聞2016年7月23日付）。

日本においては、自主開示プログラムに相当するものはないため、仮に不備が発見されても、摘発される前に納税者が自主的に修正申告をするしかない。上記のFATCAやOECDの報告を見る限り、日本においても自主的な修正申告が増加する可能性はある。

2018年秋に自動的情報交換を間近に控え、これまでの申告納税や報告の内容に不備などが確認された場合には、早めの対応が必要となるだろう。

（以上）

【参考文献等】

- ・財務省 平成 27 年度税制改正の解説「国際課税関係の改正」
- ・財務省 税政調査会（国際課税DG③）【自動的情報交換について】（平成 26 年 4 月 4 日）
- ・国税庁 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ）」（平成 30 年 2 月最終改訂）
- ・国税庁「平成 28 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」（平成 29 年 11 月）
- ・大和総研 「金融口座情報の各国税務当局間の交換制度」（2017 年 4 月 14 日）
- ・佐藤臣夫・清水鏡雄 著 「国外財産の移転・管理と税務マネジメント」
- ・遠藤克博他 著 「2018 年版 詳解国際税務」
- ・武田涼子 「共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換（AEOI）をめぐる租税手続法に係る法的問題について」
- ・上谷田卓 「我が国租税条約の現状と国際課税ルールの変遷」
- ・古川勇人 月刊国際税務 Vol.38 No.1 「国際課税の最近の動向～CRS による金融口座に関する自動的情報交換」